

報道機関各位

発信日	令和8年6月16日	担当者名	小森、遠入
担当課	契約検査課	電話番号	85-3547

鳥栖市入札参加資格者の指名停止

事業内容	鳥栖市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領により、鳥栖市指名停止委員会において、令和8年6月15日付けで別紙のとおり決定いたしました。
------	--

添付資料	指名停止措置の概要
------	-----------

関連サイト	
-------	--

指名停止措置の概要

1 業 者 名：前田建設工業株式会社

代表取締役社長 前田 操治

住 所：東京都千代田区富士見二丁目10番2号

登録業種：土木一式工事－特A級、建築一式工事－A級、とび・土工・コンクリート工事－A級、屋根工事－登録、電気工事－A級、管工事－A級、鋼構造物工事－A級、舗装工事－A級、しゅんせつ工事－登録、内装仕上工事－登録、造園工事－A級、水道施設工事－登録、解体工事－登録

2 停止期間：令和8年6月16日～令和8年7月15日（1か月）

3 指名停止の理由

対象業者の九州支店社員が、八代市が発注した八代市庁舎建設工事の入札に関し、八代市議らに対し、贈賄行為を行ったため。なお、前田建設工業株式会社九州支店社員の贈賄行為については、公訴時効が成立している。

4 発注及び指名実績

令和6年度、令和7年度 なし